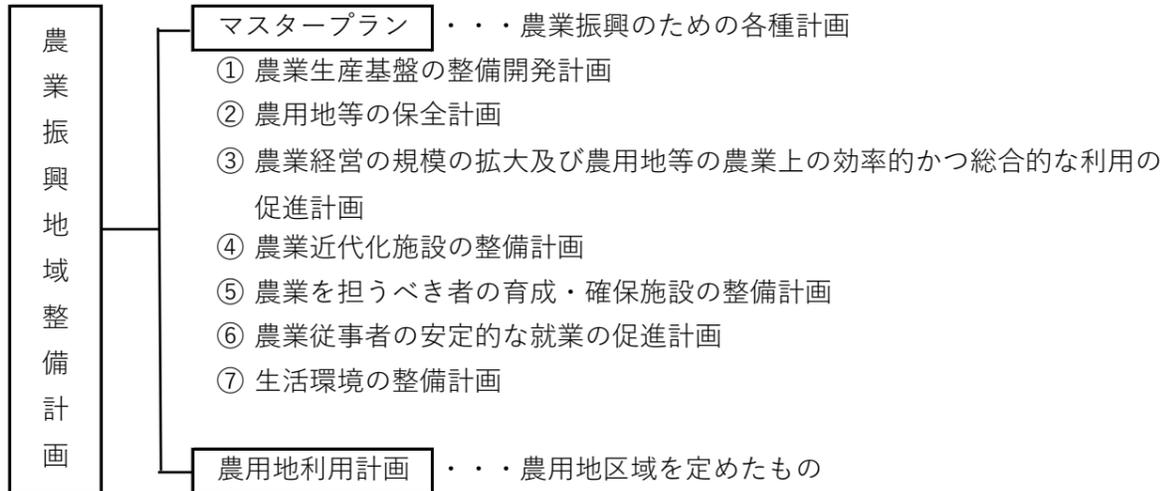


農業振興地域整備計画の改定について

1 農業振興地域整備計画とは

- ・農業振興地域整備計画（以下、「計画」という。）は、農業振興地域の整備に関する法律（以下、「法律」という。）に基づき、おおむね10年先を見通して、県が指定した農業振興地域内において、農業振興のために市町村が定める計画である。
- ・計画は、マスタープランと農用地利用計画で構成されている。
- ・計画の変更方法は、計画の一部を変更する方法（農振農用地の除外申出に基づく変更など）と整備計画全体を見直す方法（一般的に「全体見直し」と言う。）の2種類があり、今回の改定は、全体見直しである。

2 農業振興地域整備計画の構成



3 改定の必要性

- ・当市の計画は、平成19年3月の全体見直し以降、公共事業等により農振農用地を用地買収し、道路敷地等に用途変更したものの農用地指定を解除していない土地が累積しており、全体見直しで一括して農振農用地を除外する必要性が生じている。
- ・当市の集团的農地は、近年の都市計画道路（鶴ヶ島南通り線、川越鶴ヶ島線）の整備延伸や国道407号バイパスの暫定開通（令和3年9月開通）などの現況変更により分断化され、農地の集団化が損なわれている。
- ・現計画のマスタープランには、令和2年3月に策定した都市農業振興計画の内容が反映されておらず、内容を見直し整合性を図る必要性が生じている。
- ・前回見直し後、農地の分合筆により土地地番と現計画書内の「現況農用地等に係る農用地区域」（青地の地番ごとの管理表）と不一致箇所が多数存在し、不都合が生じている。

4 改定作業内容

- ① 基礎資料調査
 - ・・・土地利用の動向に関する一筆調査・分析、農家へのアンケート調査・分析
- ② 農用地区域の見直し
 - ・・・集团的農用地の基準である10haを下回った集团的農地の見直し
- ③ 農用地利用計画・マスタープランの変更、見直し検討
- ④ 農政推進審議会、関係機関からの意見集約
- ⑤ 埼玉県との協議、変更案縦覧、告示・公表

5 各年度スケジュール

項目	令和4年度	令和5年度
執行伺い・業者選定	↔	
入札・契約	↔	
委託業務	基礎調査・基礎資料作成 ← 農家アンケート → 整備計画書作成・成果品納品	
農政推進審議会	諮問 ↔	意見中間集約 ↔ 答申案審議 ↔
関係機関への意見聴取 (農業委員会・JAいるま野)		↔
県協議	前相談(県農業政策課へ) ↔	事前相談 ↔ 事前協議 本協議 ↔
告示・公表		変更案縦覧 告示 ↔

6 年度別概算経費

実施年度	令和4年度	令和5年度	合計
業務内容	・基礎調査、基礎資料作成	・整備計画書作成	
概算金額	7,689千円	5,489千円	13,178千円